

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

年末調整の対象者・必要な書類について

今年も、年末調整を行う時期となりました。「年末調整」とは、給料の支払いを受ける一人一人について、毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)とを比べて、その過不足額を精算する手続きです。所定の申告書への記載や証明書等をご用意いただきますようお願いいたします。

なお、2017年度税制改正で行われた配偶者控除と配偶者特別控除の見直しは、今年から適用されます。2018年分の年末調整手続きについて、従来との変更点を確認し、対象者(納税者本人)から提出を受ける申告書類のチェックをお願いいたします。

◆ 年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者がその役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税との差額を精算するものです。12月に行う年末調整の対象者は以下の通りですが、非居住者は対象となりません。

- ・1年を通じて勤務している人
- ・年の途中で就職し年末まで勤務している人
- ・12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人
- ・上記のうち、次のいずれかに当てはまる人は除かれます
 - (1) 1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
 - (2) 災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について、徴収猶予や還付を受けた人

◆ 2018年分の年末調整の変更点

2018年分の年末調整は、これまでと以下の点が異なります。

- ・配偶者控除の適用に、対象者の所得制限が設定(合計所得金額が1,000万円超)
- ・配偶者特別控除の適用範囲が拡大
- ・これまで兼用であった「保険料控除申告書」と「配偶者特別控除申告書」が分割
- ・「配偶者控除等申告書」は配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受ける場合に提出が必要

◆ 必要な書類について

- ・扶養控除等(異動)申告書……マル扶
- ・保険料控除申告書……マル保
 - ・保険料控除を受ける方は、保険会社より発行された証明書を添付
 - ・国民年金の控除を受ける方は、11月上旬に郵送されてくる控除証明書もしくは領収証書(納付済み)を添付
- ・配偶者控除等申告書……マル配

◆ 当方でお手続きされる場合には
11月末を目途にご用意願います

【その他必要に応じてご用意頂く書類】

本年中に前職を退職した方

- ・前職分の源泉徴収票

※源泉徴収票がないと年末調整ができませんので必ずご準備ください。

CONTENTS

年末調整の対象者	
・必要な書類について……	P.1
法人申告所得金額の総額は	
8年連続増加し過去最高……	P.2
災害備蓄品の損金算入時期……	P.3
経営者のための	
M&Aセミナーのご案内……	P.3
遊休地の活用方法	
(定期借地、駐車場について)……	P.4
労働条件の明示が、	
電子メール等でも可能に！	
(2019年4月～)……	P.5
11月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……	P.6
無料相談会実施中……	P.6

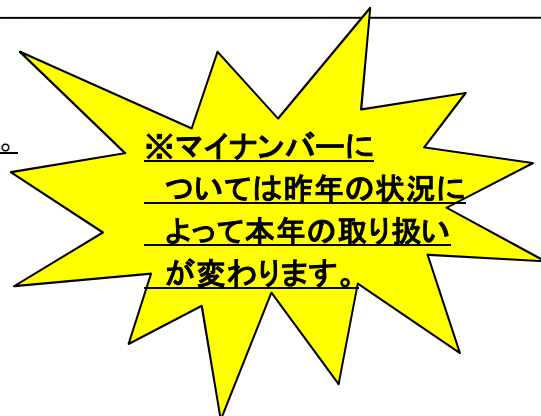


マイナンバー提出が不必要な方

- ・ 昨年の年末調整の際にマイナンバーをご提出された方
- ※ただし、平成30年分のマル扶には必ずマイナンバーを記載して下さい。

マイナンバーカードや本人確認書類のコピーの提出が必要な方

- ・ 昨年の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方
- ・ 本年入社した方
- ・ 本年結婚や出産などにより扶養親族が増えた方
- ※上記いずれの場合もマル扶には必ずマイナンバーを記載して下さい。



住宅借入金控除を受ける方

- ・ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
- ・ 銀行等より発行された借入金の残高証明書

※次のような方は控除が受けられませんのでご注意ください。

- ・ 本年分の合計所得金額が3,000万円を超える方
- ・ 繰り上げ返済をした方で借入金の返済総年数が10年に満たなくなった方
- ・ 本年12月31日に住宅借入金控除を受ける建物に居住していない方

2018年中に住宅等を購入され住宅取得控除を初めて受ける方は**確定申告**が必要です。

法人申告所得金額の総額は8年連続増加し過去最高

国税庁は、2017事務年度の法人税、地方法人税、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の申告(課税)事績を公表しました。法人税の申告所得金額の総額は70兆7,677億円、申告税額の総額は12兆4,730億円となり、申告所得金額の総額については、前年度に比べ7兆2,928億円(11.5%)増加し、8年連続の増加となりました。

また、源泉所得税等の税額も2年ぶりに増加しています。

◆ 黒字申告割合は7年連続上昇

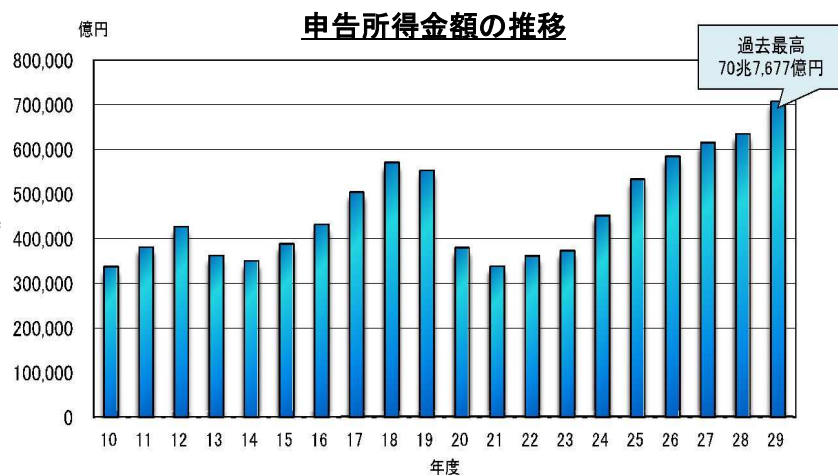
2017年度の法人税の申告件数は289万6千件(前年度286万1千件)と横ばいでしたが、申告所得金額は70兆7,677億円に達し、昨年度の63兆4,749億円を上回っています。申告税額は12兆4,730億円(同11兆2,372億円)となり、こちらも数字を伸ばしています。

8年連続の増加となった申告所得金額は、製造業や卸売業などの好調ぶりが要因とみられています。なお、申告件数は2017年4月1日から2018年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、2018年7月末までに申告があったものを集計しています。

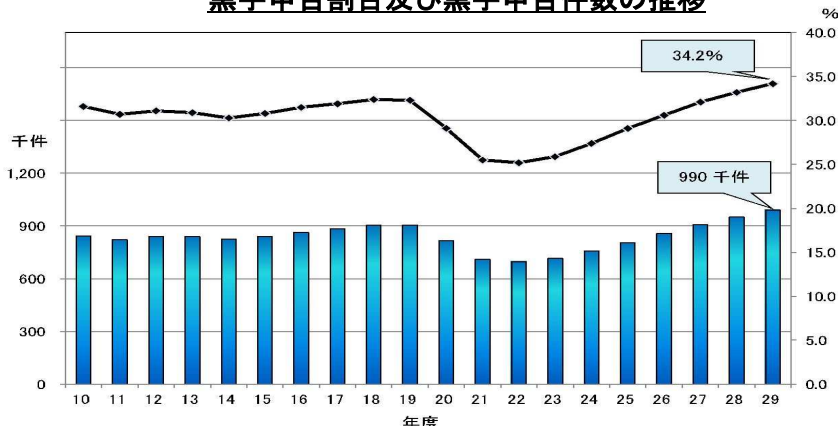
繰越欠損金控除後の黒字申告割合は34.2%(同33.2%)で7年連続の上昇となっています。このうち、資本金1億円以上の法人を対象とする調査部所管法人の黒字申告割合は70.1%(同69.2%)、税務署所管法人は33.9%(同32.9%)でした。

法人税の申告件数等の状況

項目	28年度等		29年度等	
	件数等	件数等	増減	前年対比
申告件数	千件 2,861	千件 2,896	千件 35	% 101.2
申告所得金額	億円 634,749	億円 707,677	億円 72,928	% 111.5
申告税額	億円 112,372	億円 124,730	億円 12,357	% 111.0



黒字申告割合及び黒字申告件数の推移



災害備蓄品の損金算入時期

2018年は豪雨、台風、地震など日本全国で大きな災害が相次ぎました。こうした万が一の災害に備えて、非常用食料品やヘルメット、毛布等を備える企業が増えてきています。

実際に、2011年の東日本大震災以降、東京都で帰宅困難者対策条例が施行されたことを皮切りに、企業に対して従業員用の飲料水や食糧、その他必要な物資等を備蓄する努力義務を課している自治体も多くなっています。

このように、企業が備蓄することを目的に購入した非常用食料品は、備蓄をした時(購入した時)において、消耗品費として一時の損金とすることが認められ、ヘルメットや毛布等についても、少額減価償却資産として、購入時の全額損金算入が認められています。



まず、消耗品は原則として、使用した事業年度にその使用分を損金算入し、残りは棚卸資産として資産計上します。しかし、フリーズドライ食品や缶詰等の長期備蓄用の非常用食料品については、災害に備えて購入するものであって、備蓄することをもって事業供用したと認められることから、その購入費の全額を、実際に使用した時ではなく、購入時の損金の額に算入することとされています(国税庁・質疑応答事例「非常用食料品の取扱い」より)。

一方、ヘルメットや毛布等については、基本的には減価償却資産に該当するため、消耗品と同様、償却分を損金の額に算入します。しかし、毛布等の購入費用は一般的に、一つ・一組の金額が10万円未満であるため、「少額減価償却資産」に該当し、備蓄のために購入した事業年度において、その全額を損金とすることができます。

ただ、万が一に備える以外の目的で購入したもの(後に転売する等の目的で購入したもの)については、棚卸資産に計上され、損金算入はできないこととなります。

経営者のためのM&Aセミナーのご案内

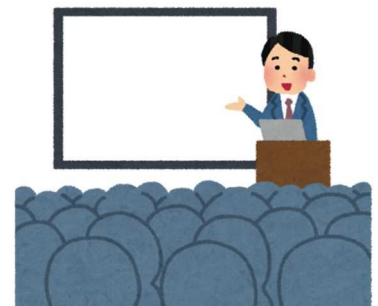
後継者不足や事業展開のスピード化が加速する中で、中小企業でもM&Aが経営戦略のひとつとして認識されるようになってきています。年商が1億円や2億円でも長年のノウハウ・商材あるいは優良顧客やその販路などがポイントになり、多くの会社が譲渡されてきています。

弊社が推進する「友好的M&A」では、譲渡企業の社名は変えず、社員の方々は「人財」として全員継続雇用となることを前提としています。

それは、譲受企業がM&Aを成功させるためには、譲渡企業の「信頼あるブランド(社名)」や「経験豊かな社員」を今まで通り引き継ぐことが重要と考えているからです。

今回のセミナーでは、日本M&Aセンターの社長である三宅卓氏が、自らの「終活」について語る貴重な機会です。後継者問題・成長鈍化・人手不足・業界再編など企業がかかえる様々な課題を解決するためのヒントがあります。

参加費は無料です。お気軽にご参加ください。



日時 11月20日(火) 15:00~17:15 (受付 14:30~)

内容 今年66歳の社長が「終活」を語る! ~夢・財産・健康~
私たち社長は「60歳になったらやるべきこと」があるんです。

参加費無料

60代は、

- ・引退時期を控えて事業承継を考えなければならない
- ・自分の夢である会社の成長を具体化させる最後のチャンスである
- ・財産承継に関して、明確な指針が必要な時期であり、かつ自分の体力や健康状態は老人に向かって激変していく時期です

残された時間は、本人が思っている以上に短いのです。

~三宅卓オフィシャルブログより~

場所 名古屋マリOTTアソシアホテル (名古屋市中村区名駅1-1-4)

申込 当事務所へメールまたは電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135

遊休地の活用方法(定期借地、駐車場について)

◆ 貸して活用するなら定期借地で契約

使っていないけれど手放したくない土地は、貸して地代を得る活用法があります。借地人と借地契約を結ぶに当たって、従来の借地契約だと、地主側の理由で借地人を立ち退かせることができないなど貸す人にとって制約が大きいので、これから貸すのであれば、原則として契約更新のない「定期借地」を利用することになります。定期借地には3種類あり、立地や土地の利用目的などによっていずれかを選びます。

土地そのものを貸せば、建物の建築費やメンテナンスの費用が不要です。定期借地契約を結ぶときに受け取る権利金や一時金を、相続税の納税資金や遺産分割(代償分割)などに充てることのできるのもメリットです。

ただ、定期借地は最短でも10年の長期の契約になるので、利用に当たっては専門家に相談して慎重に検討しましょう。

● 種類別定期借地について

	一般定期借地	建物譲渡特約付き借地	事業用定期借地
借地期間	50年以上	30年以上	30年以上50年未満または10年以上30年未満
利用目的	制限なし(居住用・事業用)	制限なし(居住用・事業用)	事業用のみ
契約書	公正証書などの書面にする	制限なし	公正証書にする

↓	↓	↓	
例えば	分譲マンション 有料老人ホーム など	賃貸住宅 など	コンビニエンスストア ファミリーレストラン など

◆ 一時的な活用なら駐車場として貸す手も

数年後に使いたい、あるいは使うかもしれない土地、あるいは立地や面積が賃貸アパートや事業用建物に適さないといい土地は、駐車場として貸すことが考えられます。

駐車場は相続時に貸家建付地としての評価減はなく、小規模宅地等の特例も使えないケースがほとんどです。したがって相続税の節税にはつながりませんが、相続時に売却して納税資金や代償分割の資金に充てることができます。

駐車場には月極駐車場と時間貸し駐車場(コインパーキング)があります。月極駐車場は、テナントの募集、駐車場の管理、賃料の集金・滞納管理等を管理会社に任せるのが一般的です。その場合、賃料の10~15%程度を手数料として支払います。

時間貸し駐車場は、土地の舗装のみ地主の負担で行い、機器の設置やメンテナンス、集金、清掃、クレーム処理などは専門の運営会社が行う方法が一般的で、駐車場の利用状況に関わらず、地主には毎月定額の賃料が支払われます。

狭い土地でも無駄なく活用したいと考えるなら、車1台分のスペースでも貸せる駐車場シェアリングサービスを使うことも考えられます。

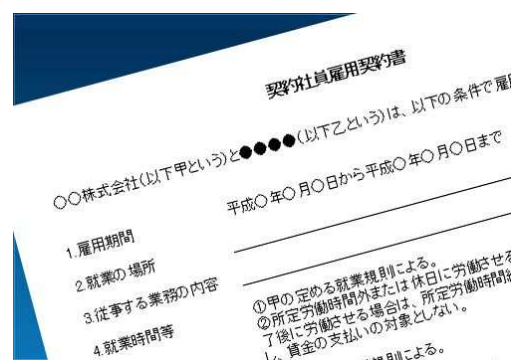
● 駐車場としての活用事例

月極駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 管理・集金などは地主が行うか、管理委託料を払って管理会社に任せる ◎ 舗装はしなくてもかまわない ◎ 立地が良くない場所や狭小敷地でも可能
時間貸し駐車場 (コインパーキング)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 機器の設置・メンテナンス、集金、清掃、利用者からのクレーム処理などは運営会社が行うことが多い ◎ 地主に手数料や管理費の負担はない ◎ アスファルト舗装は地主が行う ◎ 立地や不整形地、道路付けによっては利用できないことも
駐車場シェアリングサービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地主が運営会社に登録、利用者はネットで予約して利用する ◎ 利用があった分だけ賃料が入る ◎ 車1台分のスペースでも登録可能

労働条件の明示が、電子メール等でも可能に！（2019年4月～）

労働基準法第15条第1項では、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」と規定しており、労働契約の期間に関する事項等、13項目について明示が求められています。

そして、以下の5項目（(4)の内、昇給に関する事項を除く。）については、労働者への書面の交付による明示が求められていますが、2019年4月に施行される改正労働基準法施行規則第5条第3項により、書面の交付による明示以外の方法が利用できるようになります。



【書面の交付により明示が求められている項目】

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- (4) 賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く。）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

具体的な変更点としては、労働者が希望した場合には、

①ファクシミリの送信

②電子メール等の送信（労働者が電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により明示することが可能、というものです。

入退社が多いような企業では、労働条件の書面による通知が徹底されないことから、トラブルを引き起こす事例も多くあるかと思えます。労働者が希望したとき、および、労働者が出力（印刷）ができるとき、というポイントはあるものの、トラブル防止のためにも明示の方法の選択肢として検討してもよいかも知れません。

11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 11月12日(月)
所得税の予定納税額の減額申請	申請期限 11月15日(木)
9月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 11月30日(金)
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
3月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	納 期 限 11月30日(金)
個人事業税の納付(第2期分)	

今月の名言録

平然自若

何でもないときは矢でも鉄砲でももってこいという気になるけれども、健康上に故障があったり、運命上に少しでもままならないことがあると、そういう場合こそ、より一層心の態度が積極的であらなきゃならないのに、すぐ青菜に塩みたいになってしまう。こういうのを積極的状態というんじゃないんですよ。どんな場合があっても積極的というのは、心の尊さと強さと正しさと清らかさが失われない状態をいうんです。



つまり、どんな大事に直面しても、どんな危険な場合に直面しても、心がいささかもそれによって慌てたり、あるいは恐れたり、あがったりしない、いわゆる平然自若として、ふだんの気持ちと同じようにこれに対処することができる状態。そういう気持ちになってこそ、はじめて人間として立派な仕事をやりとおせ、自分の人生を立派に生きることができるんです。

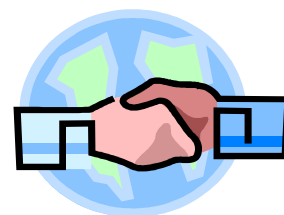
昔の歌に「晴れてよし 曇りてもよし 富士の山」というのがあるね。富士山というのは、天気だろうが、曇って雲がかかろうと、そのもとの姿は変わらない。あの状態、あれがいわゆる絶対積極の気持ちなんです。

（「ほんとうの心の力」 中村天風著 PHP研究所）

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
- ・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など）
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

